

# **農林水産省における農作業安全対策の取組**

**令和4年10月21日**

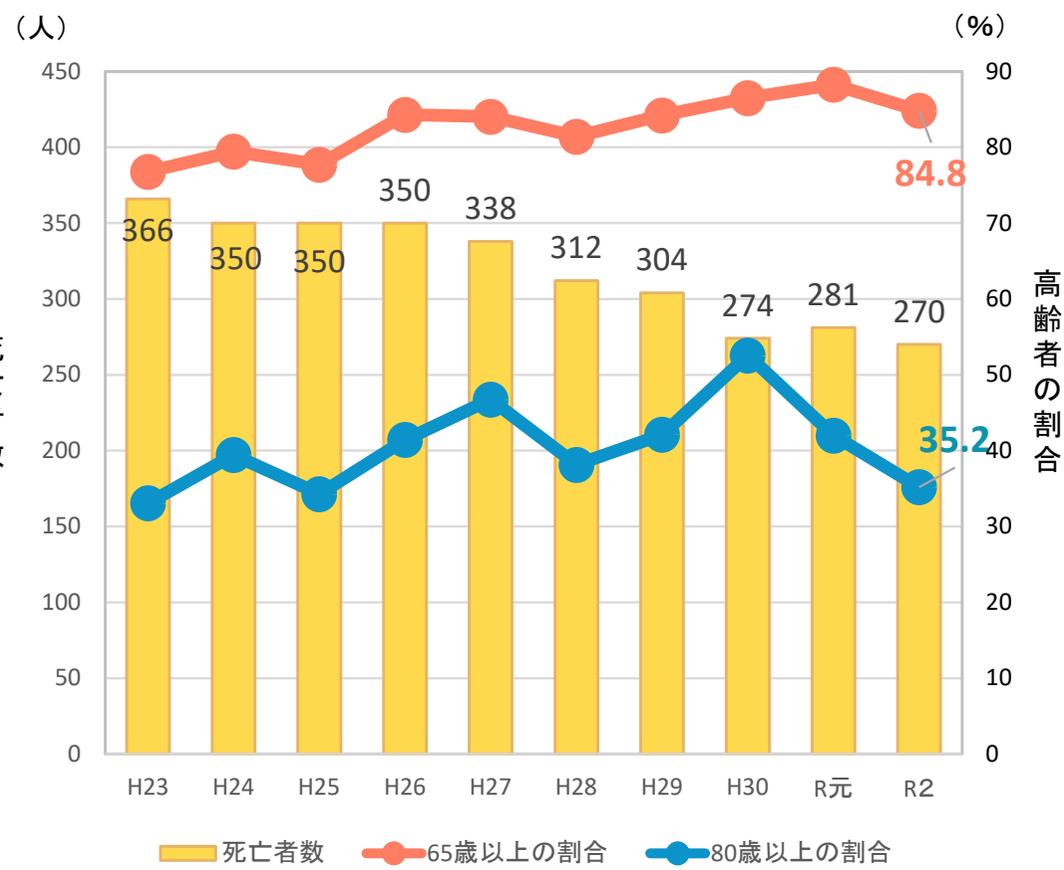
**農産局 技術普及課 生産資材対策室**

**農林水産省**

# 農作業事故発生状況

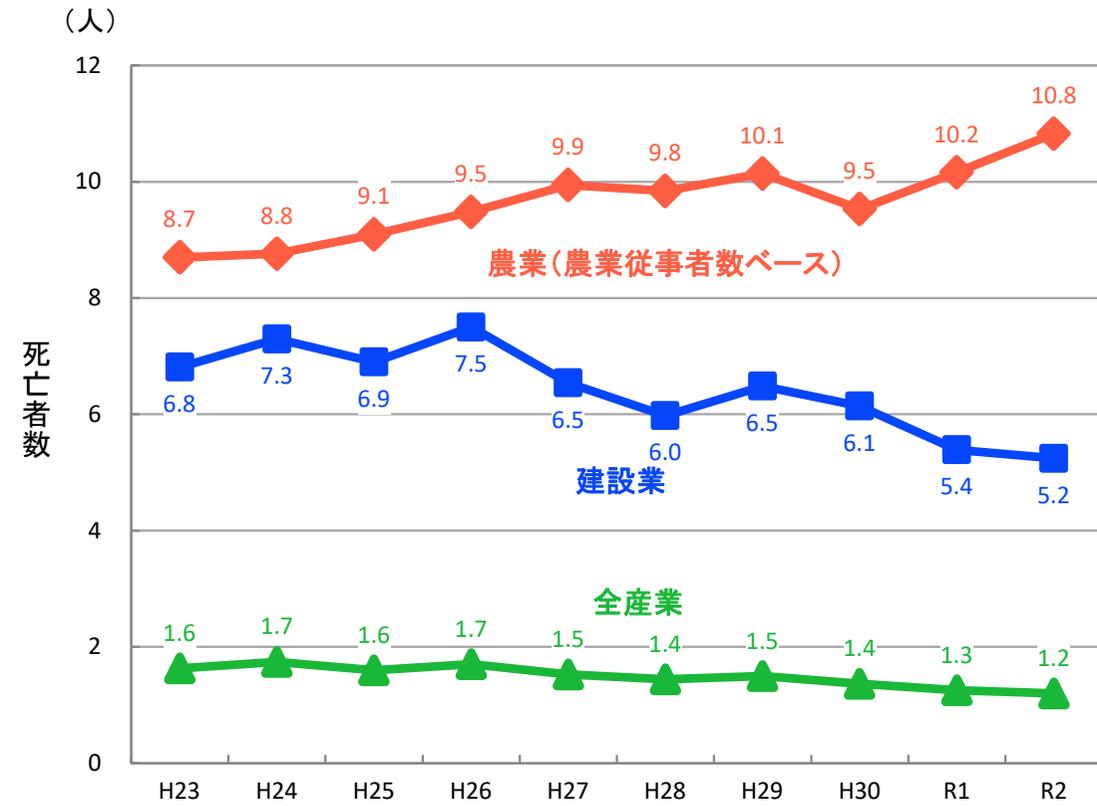
- 令和2年の農作業事故死亡者数は270人であり、前年（令和元年）と比べて11人減少。
- 年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85%を占め、引き続き高い水準で推移。
- 就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.8人と過去10年間で最も高い水準となり、他産業との差は拡大傾向。

### 農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

### 就業人口10万人当たり事故死亡者数の推移

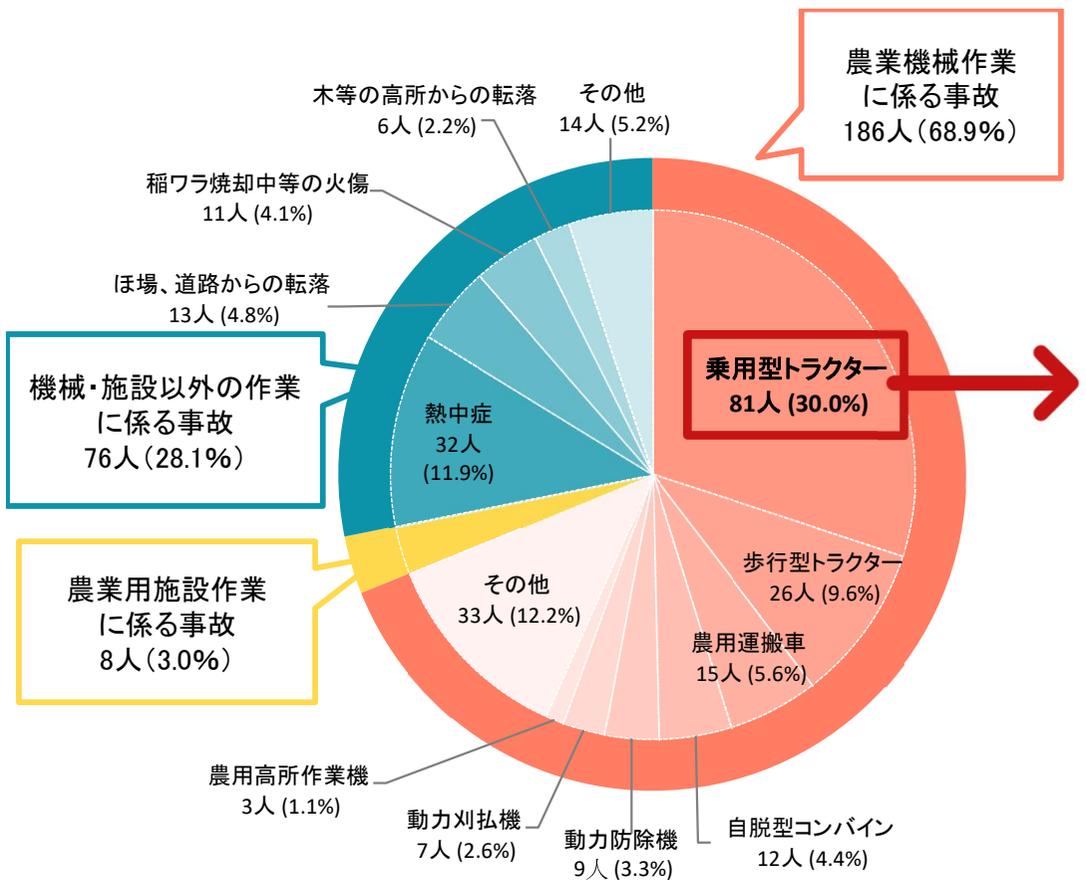


死亡者数 農業：農作業死亡事故調査（農水省）  
 他産業：死亡災害報告（厚労省）  
 就業人口 農業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）  
 他産業：労働力調査（総務省）

# 農作業死亡事故の内訳

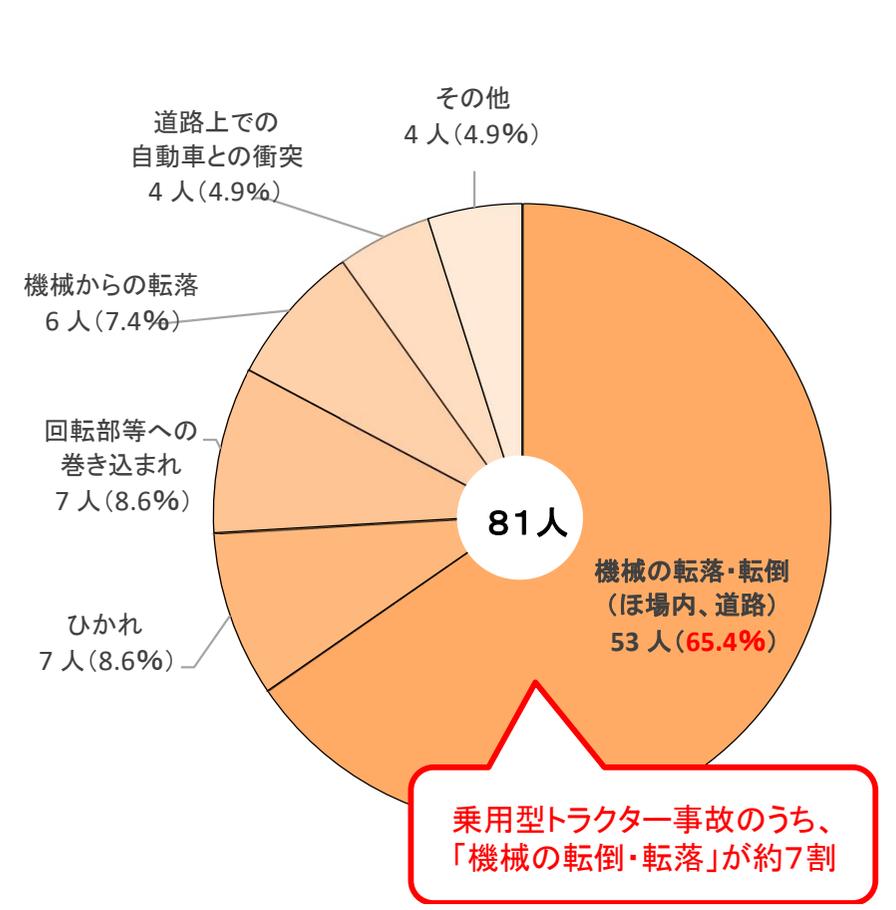
- 令和2年の農作業死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が186人（68.9%）と最も高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が急務。
- 農業機械作業に係る事故のうち乗用型トラクターに係る事故が81人と最多。その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が53人と最多となっており、乗用型トラクターの転落・転倒事故対策が引き続き重要。

要因別の死亡事故発生状況（令和2年）



農作業死亡事故調査（農水省）

乗用型トラクター事故による死亡の要因（令和2年）

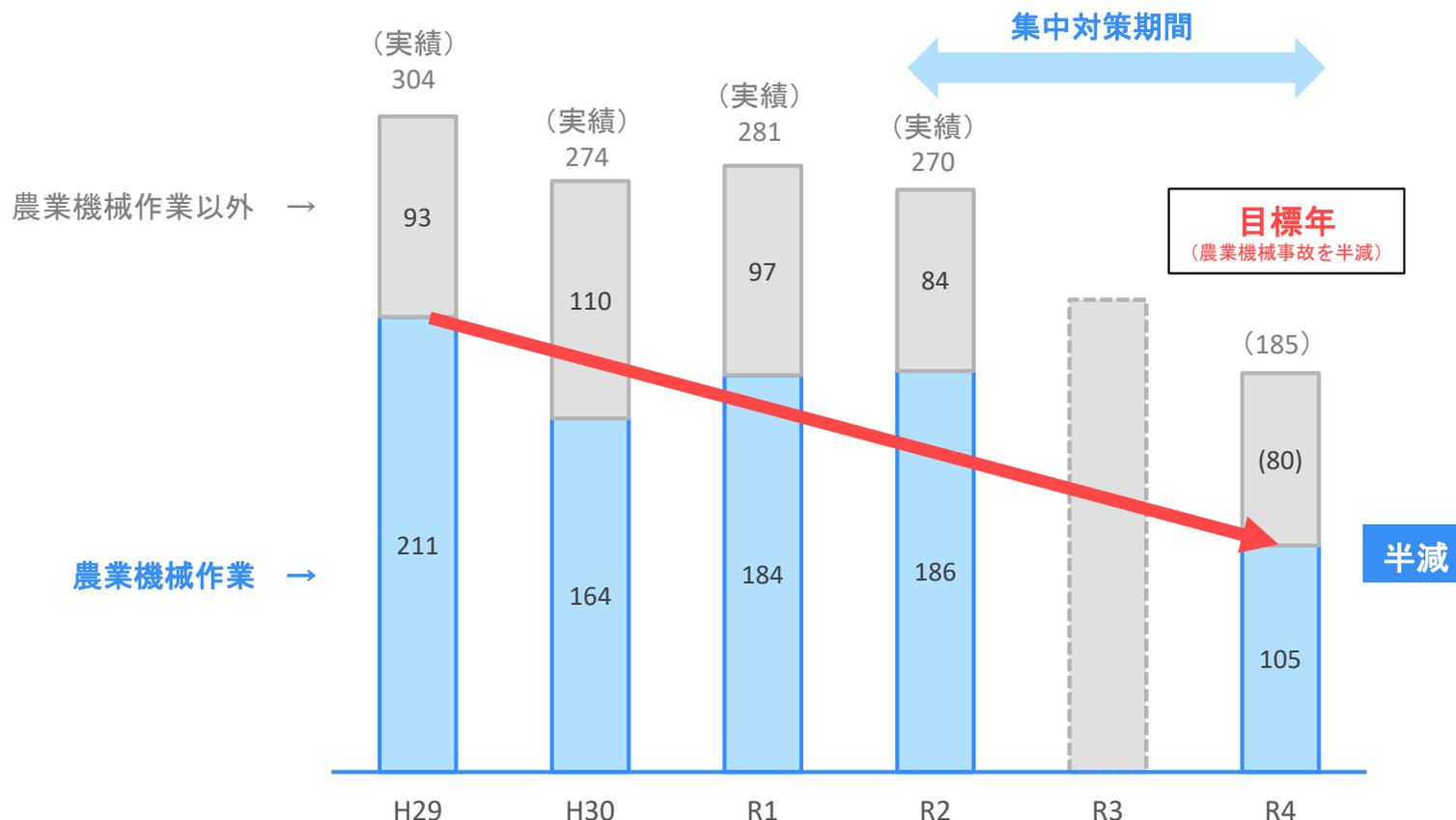


農作業死亡事故調査（農水省）

# 農作業安全の目標について

- 令和2年に、農作業安全確認運動の目標として、農業機械作業に係る死亡事故を令和4年までの3年間で平成29年比で半減する（211人→105人）との目標を策定。対策を集中的に行うこととしたところ。
- 直近のデータである、令和2年の農業機械作業に係る死亡事故数は186人。目標の達成に向け、令和4年においても農業機械作業への対策の強化が必要。

## 農作業安全における令和4年目標



※1 目標を設定した令和2年2月時点における最新データが平成29年であったため、平成29年の実績データを基準値として半減目標を設定。

※2 令和4年の「農業機械作業以外」の件数(80件)は、厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標値△15%より算定した仮の数字。

# 乗用型トラクター乗車時のシートベルト装着について

- 農業機械（農耕作業用特殊車）における交通事故の発生データから、シートベルトの装着により事故発生時の死亡率を大幅に低減できることが明らかになっていることから、乗用型トラクター乗車時のシートベルトの装着を推進していく必要。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況（平成27～令和元年）

シートベルト着用徹底の周知用チラシ  
（2週間毎に新しい情報を提供）

|          | 死亡者            | 重傷者            | 軽傷者            | 合計            |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| シートベルト着用 | 3<br>(3.2%)    | 10<br>(10.8%)  | 80<br>(86.0%)  | 93<br>(100%)  |
| 非着用      | 148<br>(24.5%) | 175<br>(29.0%) | 281<br>(46.5%) | 604<br>(100%) |
| 不明       | 5<br>(10.2%)   | 24<br>(49.0%)  | 20<br>(40.8%)  | 49            |
| 合計       | 156            | 209            | 381            | 746           |

着けてよかった/  
シートベルト

トラクター等の交通事故による死者数

シートベルト着用あり シートベルト着用なし

3人 148人

トラクターを運転するときはシートベルトを着用しましょう!!

農林水産省

シートベルトは転倒時以外も効果を発揮します!

トラクター等の交通事故内容

追突 48%

追突事故多発中!!

トラクターを運転するときはシートベルトを着用しましょう!!

農林水産省

シートベルト着用率

トラクターを運転するときはシートベルトを着用しましょう!!

農林水産省

トラクターを運転するときはシートベルトを着用しましょう!!

農林水産省

# 農作業安全確認運動について

## <令和4年秋のテーマ> しめよう！シートベルト

<運動期間> 春：令和4年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

秋：令和4年9月1日～10月31日（2ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約900団体

### 主な取組内容（秋の運動の展開方針）

#### 重点推進テーマに基づいた推進活動

##### ① 農業者への声かけ運動

農業者を取り巻く地域の方々が、農業者に対して、トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける。農林水産省は、各種の事業説明会等の機会を活用して、率先して声かけ運動を行うとともに、シートベルトの重要性等に係る情報を期間中に集中的に提供する。

##### ② 研修を通じたシートベルト装着効果等の理解増進

「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用しつつ、農業者に対して、研修コンテンツを活用したシートベルト装着を促す研修の開催を推進するとともに、春の運動期間中に取組の少なかった地域への重点的な働きかけを行う。

#### その他の継続的に推進する取組

##### ① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

##### ② 農作業事故情報の収集・分析

##### ③ 公道走行時の法令遵守

##### ④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

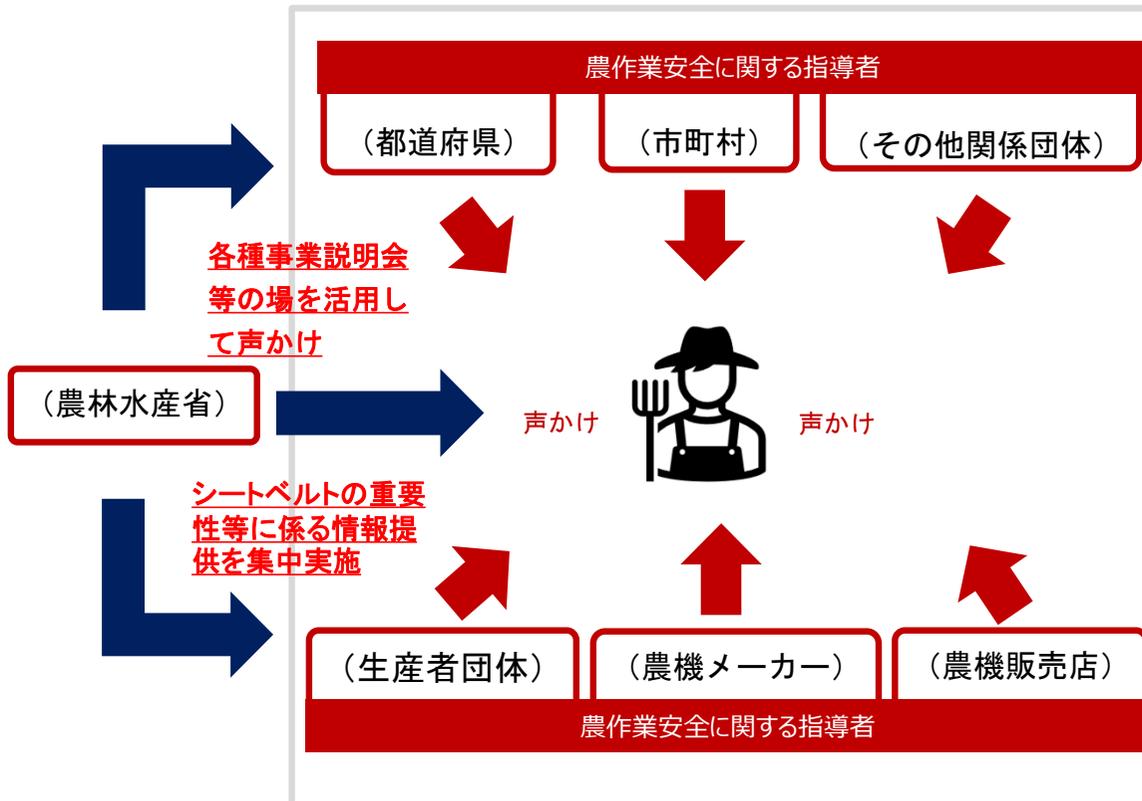
##### ⑤ 労災保険特別加入の促進

# 農作業安全確認運動の取組①

## (農業者への声かけ運動)

- 農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等を活用して、農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける（声かけ運動）。
- 農林水産省は、各種の事業説明会等の場を活用して、自らも声かけ運動を実施するとともに、声かけ運動のさらなる活性化に向けて、「農作業安全に関する指導者」等に対して、シートベルトの重要性等、農作業安全に関する情報提供を集中実施。

### <声かけ運動のイメージ>



### <情報提供の集中実施イメージ>

「農作業安全に関する指導者」等に対して、シートベルトの重要性等、農作業安全に関する情報提供を隔週で実施予定。

### トラクターにおけるシートベルト未着用時の事故事例

#### [ ほ場からの転落・転倒 ]

##### 事故概要

農道走行中に道を踏み外し、1.2m下のほ場へ転落  
転落時、トラクターから投げ出されて下敷きになった

##### 負傷状況

死亡

##### 安全装備の状況

安全フレーム付き、シートベルト未着用



事故現場(1.2mの法面)  
※一見してなだらかな傾斜であっても、  
転落・転倒による死亡事故につながる  
危険がある

▶ シートベルトを着用していない場合、事故時に身体が外に投げ出されることで、重大な事故につながります。

#### [ 安全キャブ付きトラクターでの追突 ]

##### 事故概要

日没後に道路上をトラクターで運転中、後方から10tトラックに追突される  
トラクターは反対車線を越え歩道付近で横転し停止

##### 負傷状況

左肩甲骨付近打撲により  
全治1ヶ月の怪我

##### 安全装備の状況

安全キャブ付き、シートベルト未着用、  
低速車マーク未装備



事故機の様子(フロントガラス全面破損)

▶ キャブ付きのトラクターでも、キャブ内への衝突等により負傷する可能性があり、安全キャブはシートベルトとセットで効果を発揮します。

#### point

公道での交通事故発生時のデータから、シートベルトを着用しない場合の死亡率は24.5%である一方、シートベルトを着用した場合の死亡率は3.2%と、約8分の1に減少することがわかっています。

乗用型トラクターを運転するときは**シートベルトを着用しましょう!!**

# 農作業安全確認運動の取組②

## (農作業安全に関する研修)

- 農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」の開催を推進するとともに、この中で農業者に対して乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果等について周知を徹底する。
- 都道府県段階、地域段階の農作業安全対策を推進する主体（以下、農作業安全協議会等という。）等は、この春の農作業確認運動期間において、農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催を企画し、令和4年度中に研修を開催する。

### 研修の実施主体

- 都道府県・地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成員（行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等）

### 研修の講師

- 日本農業機械化協会等が実施している研修において育成された「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用

#### 【農作業安全に関する指導者の例】

都道府県・市町村職員、JA職員、農業機械メーカー、販売店の社員、農業機械士、労働安全衛生コンサルタント、指導営農士・農業経営士、GAP指導員など

### 研修の開催方法

- 農作業安全に関する研修は、農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加（+（プラス）安全）した形式で開催するなど、地域の実情に応じ様々な形態で開催

### 農作業安全に関する基礎的な研修（基礎研修）

- ・全ての農業者を対象とし、共通して身につけておく必要がある知識等を習得する基礎的な内容
- ・農林水産省が提示するカリキュラム「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即したもの

### 農作業安全に関する実践的な研修（実践研修）

- ・基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、地域における営農体系や事故実態に応じた、実践的な内容
- ・研修の例
  - 農業機械の適切な点検・整備に関する研修
  - 農業機械の適切な使用方法に関する研修
  - 農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修 など

|              |       |               |       |
|--------------|-------|---------------|-------|
| 都道府県、市町村     | 1,345 | 労働安全衛生コンサルタント | 121   |
| 農業者団体        | 1,177 | 指導農業士・農業経営士等  | 78    |
| 農業機械メーカー、販売店 | 572   | その他（GAP指導員等）  | 256   |
| 農業機械士        | 136   | 合計（人）         | 3,685 |

←農作業安全に関する指導者数  
（令和4年3月末時点）

# 農作業安全検討会について

- 農作業における安全対策の強化を図るため、昨年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者から成る「農作業安全検討会」を設置し、検討を進めてきたところ。
- 昨年、4月27日(火)に第3回委員会を開催し、これまでの検討結果を「農作業安全対策の強化に向けて(中間とりまとめ)」を公表。
- 今後、この中間とりまとめに沿った取組を進め、取組状況等については本検討会に報告し、取組の徹底や改善につなげていく予定。

## 開催要領

### 農作業安全検討会 開催要領

令和3年2月  
農林水産省

#### 1 趣旨

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生し、10万人当たりの死亡事故件数も増加傾向にあるなど、作業安全対策の強化は喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するためには、農業者・農業者団体等が取り組むべき事項についてとりまとめた「作業安全規範」の普及等と併せ、農業機械の安全対策の強化や関係法令における対応の徹底等、幅広い観点から対策を講じていくことも必要である。

このため、農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者を参集した「農作業安全検討会」(以下「検討会」という。)において必要な対策を検討し、効果的な取組に結びつけていくこととする。

#### 2 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。
- (3) 検討会は、必要と認めるときは、専門的見地から特定の事項について検討するため、作業部会を設置することができるものとする。

#### 3 運営

- (1) 会議は原則として公開とする。
- (2) 会議の議事要旨及び資料は、会議終了後、委員の了解を得た上でホームページにより公表するものとする。

#### 4 当面の活動内容

令和3年2月から検討を開始し、令和3年4月中に中間とりまとめを行った上で、5月以降更に具体的な対策等を検討することを目指す。

## 委員名簿

### 農作業安全検討会 委員名簿

- 生部 誠治※ (一社) 全国農業協同組合中央会 営農・くらし支援部長
- 梅崎 重夫※ (独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所長
- 大浦 栄次※※ (一社) 日本農村医学会 監事
- 大吉 枝美※ 大吉農園
- 川口 尚 (一社) 日本農業機械工業会 常務理事
- 氣多 正※※ (一社) 日本農業機械化協会 専務理事
- 小谷 あゆみ※ フリーアナウンサー、農業ジャーナリスト
- 鈴木 信生※※ (一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 副会長
- 高橋 良行 (公社) 日本農業法人協会 理事
- 田島 淳 東京農業大学 地域環境科学部 生産環境工学科
- 田中 宏樹 全国農業機械商業協同組合連合会 専務理事
- 藤井 幸人※ (国研) 農研機構 農業機械研究部門 安全検査部長
- 山中 嗣貴 全国農業協同組合連合会 耕種資材部 次長  
(敬称略、五十音順)

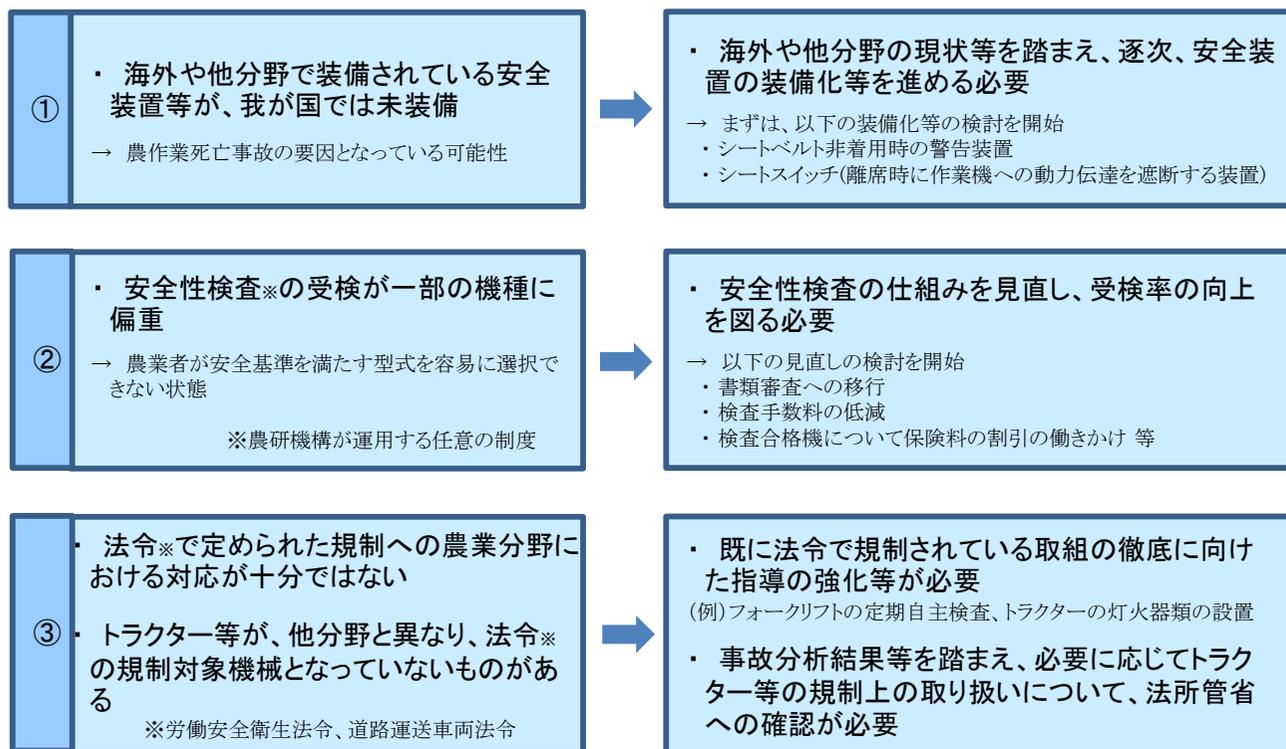
※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 委員  
※※ 農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議 農業分科会 委員

- (オブザーバー)
- 厚生労働省 労働基準局 安全課
  - 経済産業省 製造産業局 産業機械課
  - 国土交通省 自動車局 安全・環境基準課
  - 警察庁 交通局 交通企画課

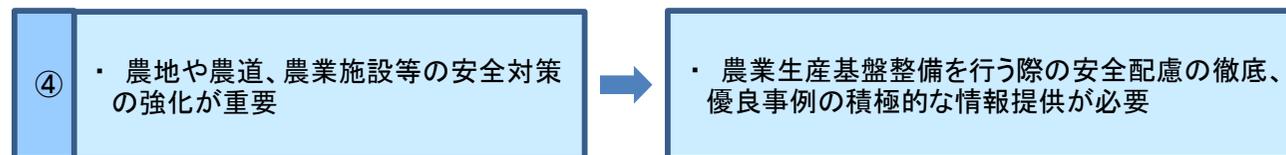
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

## 農作業環境の安全対策の強化

### 【農業機械の安全対策の強化】

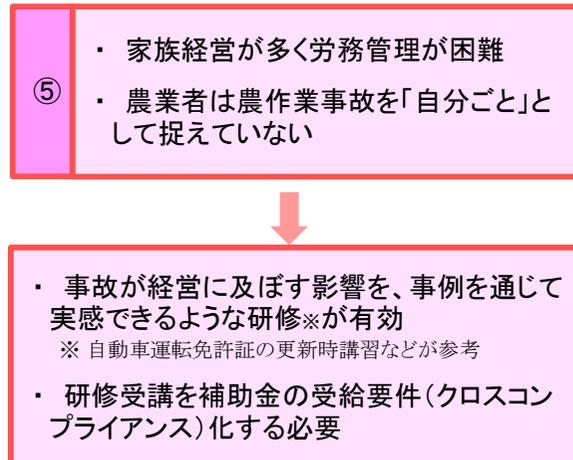


### 【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

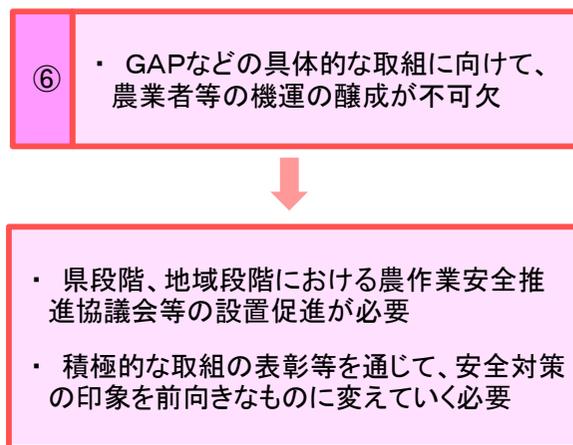


## 農業者の安全意識の向上

### 【研修体制の強化】



### 【現場の取組の活性化】



# (参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 中間とりまとめの取組の進捗を確認いただくため、令和4年7月25日に第6回農作業安全検討会を開催。
- この中で、①乗用型トラクターやスピードスプレーヤーにおける新たな安全装備の具体化、②道路運送車両法例等での対応を踏まえた農耕作業用特殊車における交通事故データの分析、③安全性検査制度における対象機種毎の検査基準の再構築や令和7年度以降の運用方法等に用する検討状況を報告し、更なる検討の加速化を図ることとされた。

## 乗用型トラクター、スピードスプレーヤーの安全装備

### ○ 乗用型トラクター

他産業や海外の基準を踏まえ、シートベルトリマインダー(シートベルト未着用時に視覚及び聴覚により警報)、シートスイッチ(車両が停止している際の離席後によりPTOの駆動が停止)の具体的な安全性検査基準案を作成。

### ○ スピードスプレーヤー

主な事故要因である「転落・転倒」、「挟まれ」に重点を置いた対策強化の必要性について議論。

## 法制で定められた規制の確認

### ○ 道路運送車両法令

- ・ 農耕作業用を含む特殊車における交通事故データを取得し、シートベルトの着用状況その他特殊車との違い等を分析。
- ・ 農耕作業用特殊車はその他特殊車と比べ、死亡率は約3.5倍、シートベルト着用率は約1/4ということが明らかになった。
- ・ 着用義務づけによる効果予測等について更に分析を進める。

### ○ 労働安全衛生法令

- ・ 農業分野における労働災害の発生状況、機械事故割合、未熟練労働者による事故割合等について、厚生労働省に提供済み。

## 安全性検査制度の見直し

### ○ 新基準における対象機種・開始時期

乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターの5機種を対象とし、令和7年4月から開始。

### ○ 検査基準の明確化、令和7年度以降の運用方法

- ・ 対象機種における、現行基準の適用範囲の明確化が必要な項目等を洗い出し、具体的な基準案を検討。
- ・ 基準等において明確化されていない案件が生じた場合には、基準等の適合範囲内であると判断した上で、速やかに基準等の改正案を作成し、基準等に反映する(基準等調整テーブル)。
- ・ 基準等に合致しない案件が生じた場合には、判定前に確認を行い、申請者が意見を述べることができることとする(適合・不適合確認テーブル)。

### ○ 製品アセスメント

- ・ 年間出荷台数あたりの死亡事故発生率が高く、事故発生時の重症度も高い水準にある「農用運搬車」を1機種目として選定。
- ・ 農用運搬車の主な事故原因(「転落・転倒」「ひかれ」「挟まれ」)を踏まえ、具体的な試験手法・評価手法を検討。令和5年度以降、製品アセスメントを実施予定。

# 労災保険

～農業者のための特別加入制度について～

必見!

# 農業者の皆さん 労災保険の特別加入を ご存じですか!!



ここに  
注目!

労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。

療養・休業給付から遺族給付まで  
手厚い補償があります!

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、**出荷作業後**に行われる**販売作業**も対象になりました!

MAFF  
農林水産省

厚生労働省

## こんな方が対象になります!

特別加入制度は、以下のA~Cのいずれかに該当する方が対象となります。

### A 特定農作業従事者の方



一定の経営規模以上  
の方が加入できます!

特定農作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、年間の農業生産物総販売額が300万円以上または、経営耕地面積2ヘクタール以上の規模であり、次に示す農作業に従事している方。

- ① トラクター等の農業機械を使用する作業
- ② 2メートル以上の高所での作業
- ③ サイロ、むろ等の酸欠危険のある作業
- ④ 農薬散布
- ⑤ 牛・馬・豚に接触する作業

### B 指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はありますが、  
経営規模にかかわらず加入できます!

指定農業機械作業従事者とは

自営農業者(兼業農家を含む)の方で、次に指定された機械を使用し農作業を行う方。

- ① 動力耕耘機その他の農業用トラクター
- ② 動力溝掘機
- ③ 自走式田植機
- ④ 自走式防除用機
- ⑤ 自走式動力刈取機、自走式収穫用機械
- ⑥ トラック、自走式運搬用機械
- ⑦ 動力脱穀機や動力草刈機などの定置式又は携帯式機械
- ⑧ 無人航空機

### C 中小事業主の方



法人の代表者や役員  
でも加入できます!

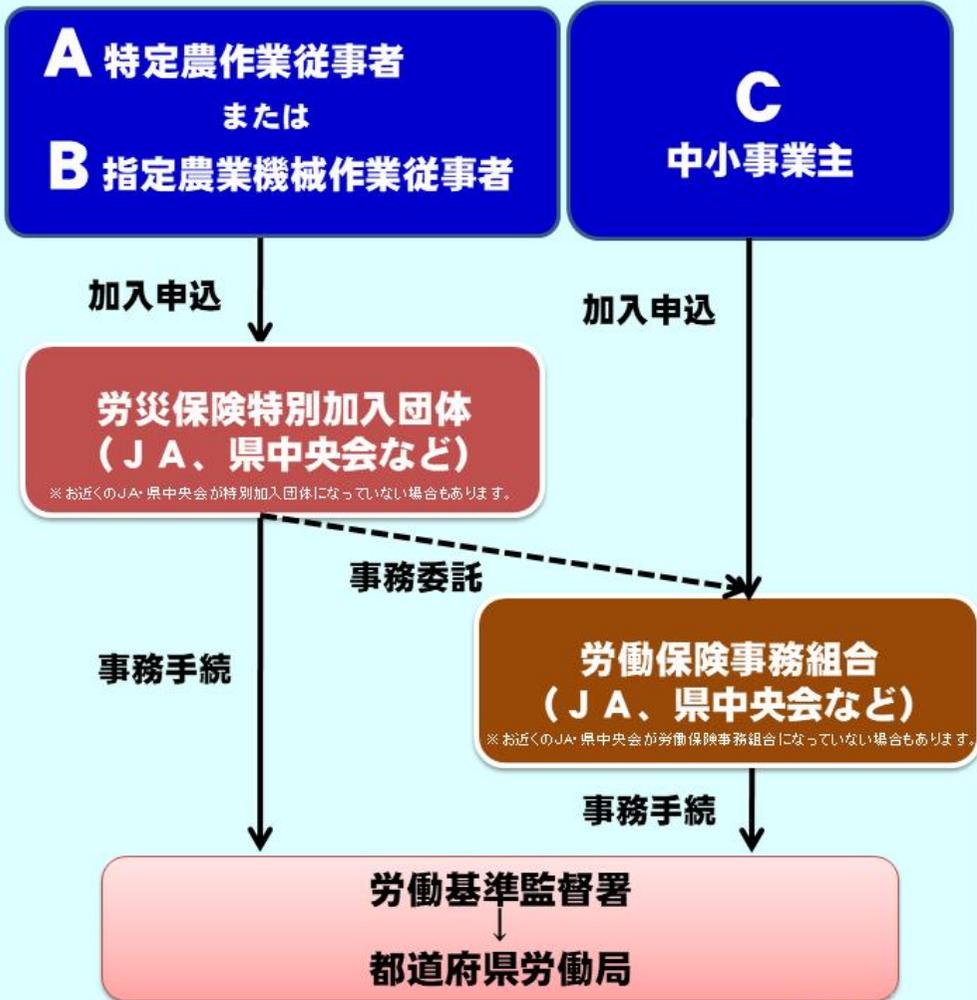
中小事業主とは

常時300人以下の労働者を使用する事業者本人及びその家族従事者(法人の場合は代表者以外の役員)の方。及び1年間に100日以上にわたり労働者を使用することが見込まれる方で、以下の条件を満たしている方。

- ① 雇用する労働者について労働保険関係が成立していること。
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること。

注: A、B、Cは重複して加入することはできませんので、どれか1つを選択して加入することになります。

# 加入手続について



特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、**特別加入団体を通じて**加入申請してください。また、中小事業主の方は、**労働保険事務組合を通じて**加入申請をお願いします！地元の特別加入団体等については、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

**ここに注目!**

# 補償の対象となる作業について

1ページの各作業のみならず、「直接付帯する行為」(\*)についても対象となります。

※例えば、ほ場間の移動、機械や作物等の積卸作業、農産物を共同集荷施設まで運ぶ集荷作業が該当します。

**ここに注目!**

平成30年度から、農産物を市場等まで運ぶ**出荷作業**、出荷作業後に行われる**販売作業**も対象になりました。

# 補償の内容について

- 療養補償給付 療養給付** ●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合  
**必要な治療が無料で受けられます。**
- 休業補償給付 休業給付** ●農作業事故によるケガや病気の療養のため労働することができない日が4日以上となった場合  
**休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額（日給相当額のイメージ）の60%の休業補償と、20%の特別支給金の合計80%相当額が支給されます。**
- 障害補償給付 障害給付** ●農作業事故によるケガが治った後に障害等級第1級～第7級又は、第8級～第14級までに該当する障害が残った場合  
**障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。**
- 遺族補償給付 遺族給付** ●農作業事故により死亡した場合  
**遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。**
- 葬祭料 葬祭給付** ●農作業事故により死亡した方の葬儀を行う場合  
**給付基礎日額に応じた額が支給されます。**
- 傷病補償年金 傷病年金** ●農作業事故によるケガや病気が療養開始後1年半を経過した日に、ケガや病気が治っておらず、障害の程度が傷病等級に該当する場合  
**障害の程度に応じた額が支給されます。**

# 保険料の仕組みについて

- ・保険料は年1回の掛け捨て制で、その期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。なお、年度途中の加入もでき、その場合の保険料は月割りとなります。
- ・加入する農業者は、ご自身の給付基礎日額を選択します。この給付基礎日額に基づき、年間保険料や補償内容が決まります。

## ポイント1

給付基礎日額を申請しましょう。

- ・ご自身の所得水準に見合った額を申請いただけます。
- ・年間の農業収入を365日で割った額を目安として、3,500円～25,000円のうちから申請いただけます。
- ・申請いただいた額については、都道府県労働局長の承認が必要です。

## ポイント2

ご自身の保険料を算出しましょう。

ご自身の年間保険料は以下の通り計算されます。

**給付基礎日額 × 365 × 保険料率※**

※【保険料率】3つの制度ごとに率が異なります！

|               |        |
|---------------|--------|
| A 特定農作業従事者    | … 0.9% |
| B 指定農業機械作業従事者 | … 0.3% |
| C 中小事業主等      | … 1.3% |

※平成30年度の料率

例えば…

【特定農作業従事者で、給付基礎日額を10,000円で労災加入される方の場合】

$$10,000円 \times 365 \times 0.009$$

ご自身の年間保険料は、

$$= \underline{\underline{32,850円}}$$

# よくある質問 (Q & A)

質問

労災保険に加入すると、どのようなメリットがあるのですか。

答え

年取に応じた保険料で、万が一の農作業事故に備えた様々な補償が受けられます。例えば、農作業事故に遭い、1ヶ月休業しなければならなくなった場合、

- ・療養補償により必要な治療が無料で受けられます。
  - ・給付基礎日額が1万円の場合、休業補償と特別支給金で1ヶ月(27日分)につき216,000円給付されますので、この資金を活用してヘルパーなどを雇用できます。
- ※この場合の保険料は、前のページを参照。

質問

農業者なら誰でも労災保険に加入できるのですか。

答え

専業農家はもちろん、兼業農家であっても、一定の農作業に従事する農業者本人は特別加入制度を利用して労災保険に加入することができます。

質問

労災保険の特別加入は、どこに申請をすればいいのですか。

答え

加入窓口である「特別加入団体」または「労働保険事務組合」に加入申込をする必要があります。JAなどが既に特別加入団体になっている地域もありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局にお問い合わせいただき、加入窓口の確認をしてください。



ところで…

みなさんが雇っているパートやアルバイト等の方々も労災保険に加入できます。

- ・常時5人以上雇っている場合または法人の場合は強制加入です。
- ・常時5人未満の場合は任意加入ですが、農業者本人が特別加入している場合やアルバイトやパート等の方の過半数が希望する場合は強制加入になります。

## さらに詳しく知りたい方へ！

特別加入制度の詳細については、農林水産省または最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください！



さらに詳しい情報を知りたい方は、厚生労働省のホームページに掲載されているパンフレット（左の表紙のもの）をご覧ください。



### 【ホームページアドレス】

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>



農作業の際に注意すべきことなど、農作業安全に関する情報を知りたい方は、農林水産省のホームページをご覧ください！



### 【ホームページアドレス】

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/index.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/index.html)

農林水産省 農作業安全対策



【令和3年 全国農作業安全確認運動ステッカーデザイン】

農林水産省生産局  
技術普及課生産資材対策室（安全指導班）  
TEL 03-3502-8111（内線：4774）

または  
地方農政局生産部 生産技術環境課

農林水産省 農作業安全対策



都道府県労働局  
労働保険徴収課（室）（加入手続担当）  
労災補償課（給付担当）

または  
最寄りの労働基準監督署